

静岡県公安委員会規程第11号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和7年5月30日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程
(停止処分者講習の実施に関する規程の一部改正)

第1条 停止処分者講習の実施に関する規程（昭和47年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習指導員の要件) 第4条 講習における指導に従事する講習指導員の要件は、次に掲げるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ (略) ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (4)・(5) (略)	(講習指導員の要件) 第4条 講習における指導に従事する講習指導員の要件は、次に掲げるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ (略) ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (4)・(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高齢者講習の実施に関する規程の一部改正)

第2条 高齢者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(高齢者講習指導員の要件) 第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。 (1)・(2) (略)	(高齢者講習指導員の要件) 第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。 (1)・(2) (略)

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ (略) ウ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4)・(5) (略)	(3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ (略) ウ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4)・(5) (略)
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(違反者講習の実施に関する規程の一部改正)

第3条 違反者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習指導員の要件) 第4条 講習における指導に従事する講習指導員（次項に該当する者を除く。）の要件は、次に掲げるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ (略) ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (4)・(5) (略)	(講習指導員の要件) 第4条 講習における指導に従事する講習指導員（次項に該当する者を除く。）の要件は、次に掲げるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ (略) ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (4)・(5) (略)

2	(略)	2	(略)
---	-----	---	-----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する規程の一部改正)

第4条 放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第18号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。